

成年被後見人に選挙権

改正公選法 夏の参院選から適用

成年被後見人に選挙権を一律に付与する改正公職選挙法が27日の参院本会議で、全会一致で成立した。6月初旬に公布、1カ月の準備期間を経て夏の参院選から適用される。

選挙権が与えられる成年被後見人は昨年末時点で約13万6千人。改正公選法では被後見人に代理投票を認め、代理投票の補助者の要件を「投票所の事務従事者」と定めた。

法改正をめぐっては「成年被後見人が選挙権を失うとする公選法の規定は、参政権を保障した憲法に違反する」と訴えた訴訟の判決が3月14日、東京地裁であり、違憲判決が出された。これを受けて与野党が法改正が必要だと判断した。

政府は「法改正されれば原告側は訴える必要がなくなり裁判は終わる(新藤義孝総務相)」として、東京地裁の違憲判決を不服とした国側の控訴を取り下げない方針だ。



選挙権が回復することになった名見耶匠さん(左から2人目)ら家族が会見し、「感無量」などと語った=27日午後、東京・霞が関の弁護士会館(野村成次撮影)

不正防止、サポート課題

改正公職選挙法の成立によって、成年被後見人も夏の参院選から1票を投じられることになった。ただ、本人の意思をどうやって確かめ、誘導などの不正を防ぐのか。サポートする人員の確保など課題は多い。改正法は不正防止のため、自分で候補者名を書けない人のために代理投票をする「投票補助者」を選

■改正公選法のポイント

- ・成年被後見人が付くと選挙権を失う規定を削除し、被後見人に選挙権を一律付与。
- ・周知期間を経て、夏の参院選から適用。
- ・最高裁調べで、約13万6000人の選挙権回復。
- ・不正投票防止のため、投票補助者は選挙管理委員会職員らから選ぶ。

う努力義務を定めている。総務省は全国に約2万カ所あるすべての指定施設への立会人派遣を目指す。職員OBも活用する。

「代理投票で本人の意思を確認するプロセスが大変」と話すのは、日本成年被後見法学会理事長で中央大の新井誠教授。別室で投票する候補者名を2回尋ねて同じ人を挙げるかを確認す

る方法などが考えられ「全国一律の対応と人員の確保が必要」と指摘する。官崎産業経営大学の矢野渉教授は、約13万6千人の選挙権が回復することから「不正投票が起これば小規模な選挙ほど影響を受けやすい」と指摘。不在者投票では「医師など専門家を立会人にするなどで不正の歯止めになる」としている。

「楽しみ」「絶対行きたい」

「次の選挙、行きます」。改正公職選挙法の成立を受け、再び選挙権を手にしたことになった成年被後見人らは、選挙への期待を膨らませた。法改正のきっかけとなった東京地裁判決の原告、名見耶匠さん(50)は、本会議場で採決を見守った。可決の瞬間、ガッツポーズをするように右手を強く握りしめ、成立後の会

見では「(選挙が)楽しみです」と笑顔を見せた。後見人の父、清吉さん(81)は「感無量。重要な権利を守るきっかけを作れたことを誇りに思う」。母の佳子さん(80)も「やっとこれで、3人で選挙に行くことができるようになりました」と、安堵の表情を浮かべた。札幌地裁に同様の訴訟を起す神

聡さん(53)は「大変うれしいです。国会議員の先生方にもありがとうと言いたい」と話した。京都訴訟原告男性59も、弁護士団に「参院選には絶対行きたい。障害者のことを考えてくれる政治家に投票したい」と伝えたという。一方、国側が控訴を取り下げない方針を示していることについて、清吉さんは「税金と時間の無駄で許されないこと」と、早期の取り下げを求めた。